

ふれあい・いきいきサロン助成金申込に関する注意事項

高齢者、障がい者、子育て中の親子などの閉じこもり・孤立予防、仲間づくりや地域の見守りを目的とし、サロン助成事業を実施しています。

これから立ち上げる方、すでに活動を始められている団体の方もお気軽にご相談ください。

対象

市内を拠点とし、原則月1回以上の団体を登録している構成員全員がボランティアで活動を行っているふれあい・いきいきサロン登録団体。

(登録は小金井市社会福祉協議会で受け付けています。)

申込締切

・毎月、月末締め切り、翌月20日前後に支払います。その日が休日であった場合等は翌日に支払います。原則、現金でのお渡しです。

※年度末に関しては、随時お知らせいたします。

活動費について

・月2回、1回2000円を上限とし申請時は年間予定として申請していただき、次年度報告時、使用しなかった分は返還していただきます。

・活動費はさかのぼっての申請はできません。

報告

・事業実施報告は前年度分を4月中旬までに報告していただきます。再度申請する場合は報告後申請してください。報告時は、領収書、支出明細が必要となります。

・開催最終日または遅くとも月末までに開催日、参加者人数(スタッフ含む)を、原則メールかFAXで報告をお願いします。

・立上げ経費については、活動開始日の3ヶ月前の分の経費支出まで報告が可能。

助成金の返還・追加

・本助成金は、原則月に1回以上の活動に対し、活動費(会場費を含む)を月単位で交付しています。活動が休止になった場合、その回数分の助成金に関し、返還していただくこととなります。

・回数が増えた場合も、追加して申請することができます。サロン事業登録内容及び助成変更届けに変更箇所を記入し提出してください。

対象とする助成金の使途

- ・外部からの講師料、活動材料費、器具什器、広報、事務用品等

対象にならない助成金の使い道

- ・飲食に関する支出
- ・登録団体、及びその団体の運営メンバーに帰属する謝礼、交通費、人件費等は対象外とする。

その他

- ・サロンのチラシ等に小金井市社会福祉協議会からふれあい・いきいきサロン助成金を受けて運営しているという旨の明記をお願いいたします。

問合せ先

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会 TEL.042-386-0294 FAX.042-386-1294

助成対象経費	助成限度額	内容
立ち上げ経費	1 拠点につき 15,000円	サロン活動を開始するための経費。
活動費	1回2,000円	サロンの会場を借り上げるための経費とサロン実施の経費を助成します。会場に定められた借用料が設定されている場合は上限額内で実費分を助成します。月2回を限度とします。 <u>登録団体、及びその団体の運営メンバーに帰属する謝礼、交通費、人件費、飲食に係る経費等は対象外とします。</u>

*要綱第9条に基づき、予算の範囲内で査定の上、助成いたします。

小金井市社会福祉協議会